

税関	東京	回答 年月日	令和2年2月12日
品名	アルミニウム製円形フラットワッシャー（平座金）		
照会内容	ヘリコプター用緊急脱出口照明システム用部品(当該システムと機体との設置・固定部品であるフラットワッシャー（平座金）)について、関税暫定措置法第4条の規定の適用は可能か。		
照会貨物 の概要	<p>貨物の性状：アルミニウム製の円形フラットワッシャー（平座金） (直径約1cm)</p> <p>貨物の内容：ヘリコプター用緊急脱出口照明システムを機体内壁に設置・固定する部品であり、当該システムを構成するもの</p> <p>貨物の用途：当該システムの照明用透明チューブを通す部品の下に入れ、機体側に装着させる。</p>		
回答	関税暫定措置法第4条の規定の適用は認められない。		
理由	本品は、ヘリコプター用緊急脱出口照明システムを機体側に装着するため使用する部品である。当該システムは、関税暫定措置法施行令第7条第2号に規定される物品を構成するものとは認められず、当該システムを構成する本品は、同号に該当するものとは認められないことから、関税暫定措置法第4条の規定の適用は認められない。		